

入札・契約制度の改正について

名古屋高速道路公社では、従来から入札契約に係る透明性、競争性及び公平・公正性を高めるとともに、品質の確保に努めているところですが、さらなる強化を図るため、以下の入札・契約制度の改正を行います。

1 見積により積算する設計、測量、調査、ボーリング、試験等の委託業務における最低制限価格制度及び低入札価格調査制度の試行

設計、測量、調査、ボーリング、試験等の委託業務については、積算基準を公表している業務に関して、平成25年1月1日から最低制限価格制度及び低入札価格調査制度を試行していますが、更なる品質の確保を図るため、見積により積算する業務に関しても同制度の対象とします。

(1) 対象

公社の有資格業者名簿の登録業種で発注するもので、見積により積算する業務(設計、測量、調査、ボーリング、試験等)

■従来より試行実施している設計、測量、調査、ボーリング、試験等の委託業務における最低制限価格制度及び低入札価格調査制度の対象業務を、見積により積算する同業務にも拡大して適用するものです。

■発注時の設計図書等の配布にあわせて、見積等により決定した採用歩掛りを参考資料として公表します。

(2) 施行日

平成26年8月1日以降に入札公告または指名通知をする業務に適用

2 工事における一次下請業者を原則的に社会保険等加入業者に限定

公平で健全な競争環境を構築するため、受注者における社会保険等(※)未加入建設業者との一次下請契約を原則禁止します。

(※) 社会保険等とは健康保険、厚生年金保険及び雇用保険をいいます。

(1) 対象

下請契約の請負代金の総額が3,000万円(建築一式工事の場合は4,500万円)以上の工事請負

(2) 施行日

平成26年8月1日以降に入札公告、指名通知または見積徴取通知をする工事に適用

3 一般競争で行う業務委託の発注見通しの公表について

計画的な発注により入札契約手続きに係る透明性及び競争性等を確保するため、一般競争で行う業務委託についても発注見通しを公表します。

(1) 対象業務

一般競争入札で行う業務（広報業務他 役務の提供業務を含む）。

【参考】工事の発注見通しについては、現在も四半期ごとに公表しています。

(2) 公表内容

業務の名称・概要・期間・種別及び発注の時期等

(3) 公表時期及び期間

- ・ 4月上旬（4月、5月、6月及び7月の予定を公表）
- ・ 7月上旬（7月、8月、9月及び10月の予定を公表）
- ・ 10月上旬（10月、11月、12月及び1月の予定を公表）
- ・ 1月上旬（1月、2月、3月及び4月の予定を公表）

(4) 施行日

平成26年8月1日

※平成26年8月・9月・10月の予定については、8月上旬に公表します。

(5) 公表方法

公社財務課で閲覧に供するとともに、名古屋高速道路公社ホームページ上でも公表します。

4 役務の提供に関する業務における最低制限価格制度の導入

役務の提供に関する業務における著しい低価格での入札を排除し、品質の確保を図ることを目的として、最低制限価格制度を導入します。

(1) 対象業務

料金收受業務、事務所清掃業務 他

(2) 最低制限価格設定の考え方

- ・ 国が定める地域別最低賃金を確保することを考慮して設定。
- ・ 設定した価格が予定価格に対して10分の9を超える場合にあっては10分の9とし、10分の7に満たない場合にあっては10分の7とする。

(3) 施行日

平成26年8月1日以降に入札公告または指名通知をする業務に適用